

# スーパー定期 [複利型] [単利型]

令和3年6月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金〈M型〉～ 個人：[複利型]、法人：[単利型] さんしん SDGs 定期預金「感謝120」
2. 販売対象	・個人、法人
3. 期 間	・3年または5年 ・1,000万円未満は自動継続（元金継続、元利金継続）のお取扱いとなります。 ・1,000万円以上は非自動継続のお取扱いとなります。 ・新規取扱期間 令和3年6月1日（火）から令和4年3月31日（木）まで。 ただし、期間内でも募集総額が550億円に達し次第、募集は終了します。
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入（新規預入に限定する。原則書替不可とする。） ・10万円以上で、3,000万円まで ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利 息 (1) 適用金利  (2) 利払方法 (頻度)  (3) 計算方法	・3年 固定金利 年0.10%（税引後 個人:0.079685% 法人:0.084685%） ・5年 固定金利 年0.15%（税引後 個人:0.1195275% 法人:0.1270275%） ・預入時の利率を満期日まで適用します。 ・自動継続扱いの場合、初回満期日以降の金利は、自動継続日当日におけるスーパー定期の店頭表示金利を適用します。  個人：[複利型] ・満期日以後に一括して支払います。 法人：[単利型] ・中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 ・中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。  個人：[複利型] ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6カ月毎の複利計算。 法人：[単利型] ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税 金	・個人の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優をご利用の場合は除きます） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は分離課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・個人のはマル優の取扱いができます。

10. 中途解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</li> <li>なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</li> </ul>
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
12. 継続方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000万円未満は自動継続扱い(元金継続または元利金継続)。初回満期日以降の金利は、自動継続日当日における店頭表示金利を適用します。</li> <li>1,000万円以上は非自動継続扱い。満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通預金金利を適用します。</li> </ul>
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>本商品の相談・苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-31-3534）にお申し出ください。また、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出いただくことも可能です。</li> <li>上記により問題を解決できない場合（紛争）は、①東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、②第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、③第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、④新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）、⑤長野県弁護士会（電話：026-232-2104）の仲裁センター等で解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日にお客様相談室または上記しんきん相談所にお申し出ください。また、お客様から上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、上記①～③の東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用い、共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）と、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、上記①～③の東京の弁護士会、全国しんきん相談所、お客様相談室にお問合わせください。</p>
14. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li> <li>募集総額は550億円です。</li> <li>証書式によるお取扱いとなります。（「総合口座」の担保とすることはできません）</li> </ul>